

# 日本図書館協会認定司書審査規程

2010年9月13日制定

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本図書館協会（以下、「協会」という。）定款第4条第2号に基づき、日本図書館協会認定司書の審査並びに認定が適正に行われるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 この規程に定める審査は、司書の専門性の向上に不可欠な図書館の実務経験並びに実践的知識及び技能を継続的に修得した者を協会が評価し、公立図書館及び私立図書館の経営の中核を担う司書として公的に認定するため実施される。もって、司書全体の研鑽努力を奨励するとともに、司書職のキャリア形成及び社会的認知の向上に資することとする。

(名称)

第3条 この規程に定める審査により認定された司書に付与される名称は、次のとおりとする。

和文表記 日本図書館協会認定司書

英文表記 Certified Professional Librarian by the Japan Library Association

(認定司書審査会)

第4条 前条に定める日本図書館協会認定司書（以下、「認定司書」という。）の審査を実施するため、以下の事項を行う日本図書館協会認定司書審査会(以下、「審査会」という。)を設ける。

- (1) 申請者の審査
- (2) 認定更新の審査
- (3) 認定の停止又は抹消の審査
- (4) その他理事会が必要と認める事項

2 審査会の構成及び委員の任期については、日本図書館協会認定司書審査会内規（以下、「内規」という。）で定める。

3 審査会は審査に関わる事務を協会内に設ける認定司書事業委員会に委嘱することができる。ただし、前々項に掲げる事項はその限りでない。

## 第2章 認定

(申請)

第5条 認定を申請する者は、審査会の行う審査を受けるため、本人が申請しなければな

らない。

(認定)

- 第 6 条 審査会の審査結果に基づき、審査に合格し、所定の手続きを完了した者に対し、理事会の議を経て理事長が認定し、第 3 条に定める名称を付与する。
- 2 理事長は、認定者に対して認定証を交付し、その氏名等を認定司書名簿に記載し、公表する。
  - 3 認定証の有効期間は、認定証交付の日から起算して 10 年とする。

(認定更新の審査)

- 第 7 条 認定更新を申請する者は、認定司書の有効期間内（認定証交付の日から起算して 10 年を経過する前日まで）に、審査会の行う認定更新の審査を受けるため、本人が申請しなければならない。

(認定更新)

- 第 8 条 認定更新の審査に合格し、所定の手続きを完了した者に対し、理事会の議を経て、理事長が認定を更新する。
- 2 認定更新については、第 6 条第 2 項及び第 3 項が準用される。

(認定等に要する費用)

- 第 9 条 第 5 条から第 8 条までに定める審査、認定、認定更新の審査並びに認定更新を受ける者は、次の各号に掲げる費用をそれぞれ審査会が定める期日までに協会に納付しなければならない。
- (1) 第 5 条に定める審査を受ける者は、審査料
  - (2) 第 6 条第 1 項に定める認定を受ける者は、認定料
  - (3) 第 7 条に定める認定更新の審査を受ける者は、認定更新の審査料
  - (4) 第 8 条第 1 項に定める認定更新を受ける者は、認定更新の認定料
- 2 審査料、認定料、認定更新の審査料並びに認定更新の認定料の額は、内規で定める。
  - 3 納付された審査料、認定料、認定更新の審査料並びに認定更新の認定料は、返却しない。
  - 4 審査会は、必要に応じ、理事会の議を経て、第 1 項の各号に掲げる費用を減免することができる。

(認定の停止又は抹消)

- 第 10 条 審査会が認定司書の審査書類に虚偽又は不正等を認めた場合、審査会の決定に基づき、理事会の議を経て、理事長は認定を一定期間停止又は抹消することができる。
- 2 認定司書が地方公務員法の遵守事項又はそれに準ずる遵守事項に違反した場合、若しくは協会が定める図書館員の倫理綱領に違反した場合は、前項の手續に準じて、理事長は認定を一定期間停止又は抹消することができる。

- 3 その他、認定司書が協会の定款又は第 2 条に定める趣旨に違背した場合、前々項の手續きに準じて、理事長は認定を一定期間停止又は抹消することができる。

### 第 3 章 審 査

#### (審査)

第 11 条 審査会は、図書館の勤務経験並びに実践的知識及び技能等について、第 13 条に定める申請書類に基づき、原則として年 1 回審査を行う。

- 2 審査会は、審査の結果を、理事会の議を経て、速やかに申請者（認定更新を申請する者を含む。）に通知する。

- 3 審査の細則については、別に内規で定める。

#### (審査要件)

第 12 条 審査を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の職員又はこれに準ずる者であること。

- (2) 図書館法第 4 条に定める司書又は第 4 条に定める司書となる資格を有すること。

- (3) 図書館法第 2 条に定める図書館における勤務経験の合計が前号に規定する資格を取得した日から原則として 10 年以上であること、又は前号に規定する資格を取得した日から同条に定める図書館若しくは同条に定める図書館以外の図書館若しくは他の類縁機関の勤務経験の合計が 10 年以上であり、且つ申請時において過去 10 年間のうち少なくとも 5 年は同条に定める図書館又は同条に定める図書館に相当すると審査会が判断する図書館における勤務経験を有すること。

なお、同条に定める図書館に相当する図書館については、内規で定める。

- (4) 申請時において過去 10 年間に研修受講を含む社会的活動等、内規に定める一定の研鑽を重ねていること。

- (5) 申請時において過去 10 年間に内規に定める一定の要件を満たす著作を著していること。

- (6) 申請時において過去 10 年間に地方公務員法に規定された遵守事項及び協会が定める「図書館員の倫理綱領」等に違反していないこと。

#### (申請書類)

第 13 条 審査を受ける者は、次の各号に掲げる書類のすべてを審査会に提出しなければならない。

- (1) 「日本図書館協会認定司書」申請書
- (2) 履歴書
- (3) 司書資格の取得を証明するもの

(4) 研修受講等記録票

(5) 著作（複製物による提出可）とその書誌事項を記載したもの

- 2 前項第 4 号の研修受講等記録票に記載した事項については、可能な範囲でその証明となる書類等を添付するものとする。
- 3 申請者によって審査会に提出された書類は、第 11 条にいう審査の目的の他に、これを用いてはならない。

（更新要件及び書類）

第 14 条 第 7 条にいう認定更新の審査を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 認定司書として認定されていること。
  - (2) 認定証交付の日以降、図書館法第 2 条に定める図書館又は同条に定める図書館に相当すると審査会が判断する図書館における勤務経験を 5 年以上有すること。
  - (3) 認定証交付の日以降、研修受講を含む社会的活動等、内規に定める一定の研鑽を重ねていること。
  - (4) 認定証交付の日以降、内規に定める一定の要件を満たす著作を著していること。
  - (5) 認定証交付の日以降、地方公務員法に規定された遵守事項及び図書館員の倫理綱領等に違反していないこと。
- 2 第 7 条にいう認定更新の審査を受ける者は、次の各号に掲げる書類のすべてを審査会に提出しなければならない。
- (1) 「日本図書館協会認定司書」更新申請書
  - (2) 履歴書
  - (3) 研修受講等記録票
  - (4) 著作（複製物による提出可）とその書誌事項を記載したもの
- 3 認定更新については、第 13 条第 2 項及び第 3 項が準用される。

（異議申し立て）

第 15 条 申請者（認定更新を申請する者を含む。）は、審査の結果に異議がある場合は、審査の結果に対し異議申し立てを行うことができる。この場合、申請者本人が書面にて申し立てるものとし、結果の通知を受け取った日から起算して 30 日以内に申し立ての書面を審査会に提出しなければならない。

- 2 前項の異議申し立てに対する審議は審査会が行い、審議の結果を、理事会の議を経て、速やかに異議申し立てを行った本人に通知する。

## 第 4 章 その他

（認定司書の倫理）

第 16 条 認定司書は、協会が定める「図書館員の倫理綱領」を守らなければならない。

(委員の守秘義務)

第 17 条 審査会並びに認定司書事業委員会の委員は、職務上知り得た審査経過及び結果等について、これを他の者に口外してはならない。また、委員退任後も同様とする。

(関係書類の保存)

第 18 条 申請書類、審査結果等の関係書類は、協会事務局において必要な期間保存する。

#### 附 則

- 1 この規程は、2010 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の改廃は、理事会の議による。
- 3 予備審査(2008 年度)に申請した者については、2012 年度までの最初の申請において、第 9 条第 1 項第 1 号の審査料を免除する。
- 4 予備審査(2008 年度)に申請し、審査要件のいずれかを充足したとされた者については、2012 年度までの申請において、それに相当する第 12 条第 3 号、第 4 号及び第 5 号のいずれかの審査要件を満たしたものとする。
- 5 2011 年度審査の申請者において東日本大震災で被災した者から免除の申請があった場合は、第 9 条第 4 項の規定により、第 9 条第 1 項第 1 号の審査料を免除する。
- 6 この規程は、2011 年 10 月 6 日から施行する。